

整理番号	3-6-4-1
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	実践倫理宏正会会費 (令和2年4月～令和2年12月)		
年月日	令和2年4月1日～令和2年12月31日	金額	1,500円

会の趣旨・目的	生活の改善、道義の昂揚及び文化の発展を図るため、生活倫理を実践することを広める。 (定款第4条の抜粋)
会の活動内容等	講習会、講演会、座談会、研修会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>令和2年1月～令和2年12月で一年間 令和2年1月～令和2年3月分は請求済み 令和2年4月～令和2年12月分を今回請求、$2,000 \times 9 / 12 = 1,500$円 領収書原本は令和元年度3-6-1-1に添付</p>	
※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (<u>定款 (抄)</u>)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,500円	100%	1,500円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

東 堂 陽 一 様

No. _____

★ ￥ 2,000

但 2/1月 ~ 12月分 会費として

令和 2 年 1 月 5 日 上記正に領収いたしました



内 訳

収 入 印 紙	税抜金額
	消費税額等(%)

コクヨ ウケ-55

一般社団法人実践倫理宏正会掛川分所



社団法人実践倫理宏正会定款（抄）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、社団法人実践倫理宏正会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段北1丁目14番1号に置く。

（支部）

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 この法人は、生活の改善、道義の昂揚及び文化の発展を図るため、生活倫理を

実践することを弘めると共に、これを各人の生活に融合せしめ、人世の苦悶を解脱し、人と争わず、家庭を明朗化し、各々の業務に精励せしめ、人類永遠の平和を目標に、祖国の再建に資するを目的とする。

（事業）

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本国内及び海外における講習会、講演会、座談会、研修会の開催
- (2) 実践寮の建設と経営
- (3) 会員の個人指導と生活に関する相談
- (4) 機関誌『倫風』とその他実践倫理に関する図書の刊行
- (5) 青少年の育成援助事業
- (6) 日本国内及び海外において倫理教育の振興を目的に活動する個人及び団体への支援事業
- (7) その他目的を達成するため必要な事業

整理番号	3-6-4-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	大日本報徳社年会費		
年月日	令和2年4月1日～令和2年12月31日	金額	7,500円

会の趣旨・目的	二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。(定款第3条)
会の活動内容等	地域づくり、社会福祉、教育・文化・産業、環境保全などに寄与する研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

令和2年1月～令和2年12月で1年間

令和2年1月～令和2年3月分は請求済み

令和2年4月～令和2年12月分を今回請求、 $10,000 \times 9 / 12 \text{ヶ月} = 7,500$

領収書原本は令和元年度3-6-3-4に添付

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,500円	100%	7,500円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 3-6-3-4

決裁	会派代表者	経理責任者	経理担当者
----	-------	-------	-------

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	大日本報徳社年会費		
年月日	令和2年3月16日～	年月日	金額 2,500円

会の趣旨・目的	二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。(定款第3条)
会の活動内容等	地域づくり、社会福祉、教育・文化・産業、環境保全などに寄与する研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》
 令和2年1月～令和2年12月で1年間
 令和2年1月～令和2年3月分を今回請求
 10,000×3/12ヶ月=2,500

ご利用明細票

取扱店	店番	取扱番号
02-03-162335	162335	A93110007
取扱店	口座	振替受付票
00270-4	00270-4	1311
払込金額	*10,000	現金
		*10,000

入金額 *10,000
おつり *0

4月からATMの電信振替料金は、1件のご利用につき100円です。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,500円	100%	2,500円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

公益社団法人大日本報徳社
 個人社員 各位

公報第47号
 令和2年3月13日

公益社団法人大日本報徳社
 社長 鷲山恭彦

令和2年度 公益社団法人大日本報徳社個人社費納入について(お願い)

春風の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
 日ごろより、報徳社運動の推進につきましてご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
 さて、令和2年度の社員総会を3月13日(金)に開催し、「令和2年度 事業計画・予算」が認められ、社費につきましては昨年と同額にさせていただくことになりました。
 つきましては、誠に恐縮ですが6月30日(火)までに個人社費(年会費)のご納入をお願いいたします。
 本状と行き違いでご納入いただいた場合には、お詫び申し上げます。

記

- 個人社費 10,000円 (報徳誌年間購読料含む)
- 納入期日 6月30日(火)

※社費納入の際に発行される「控え」をもって、会費納入の領収書に代えさせていただきます。領収書の発行を希望される方はご連絡下さい。

公益社団法人大日本報徳社
 専務理事
 事務局長
 電話：0537-22-3016
 F A X：0537-23-5523

公益社団法人大日本報徳社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大日本報徳社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、二宮尊徳の事績に学び、至誠、勤労、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに寄与する事業
 - (2) 社会福祉に寄与する事業
 - (3) 教育・文化・産業に寄与する事業
 - (4) 環境保全に関する事業
 - (5) 報徳に関する事業と啓発
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の者をもって構成する。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入社した個人又は団体
- (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

2 前項第1号の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という)上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき社長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、社長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、会議のつど出席社員の互選で定める。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分の承認
 - (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。この場合において、本条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を社長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
 - (2) 監事 3人以上5人以内
- 2 理事のうち1人を社長とする。
- 3 社長以外の理事のうち2名以内を副社長、1名を専務理事とする。
- 4 社長及び副社長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 社長、副社長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 社長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副社長は社長を補佐し、専務理事は理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条第1項で定める最低限度額とする。

第6章 顧問、参事、講師

(顧問)

第29条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名をもって構成する。
- 3 顧問は、重要事項について社長の諮問にこたえる。
- 4 顧問は、社員総会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(参事)

第30条 この法人に参事を置くことができる。

- 2 参事は、若干名をもって構成する。
- 3 参事は、運営に関する事項について社長の諮問に答える。
- 4 参事は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 参事の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(講師)

第31条 この法人に講師を置く。

- 2 講師は、若干名をもって構成する。
- 3 講師は、報徳思想の普及のため、講演及び社員の指導に当たる。
- 4 講師は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 講師の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社長、副社長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、社長が招集する。

- 2 社長が欠けたとき又は社長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、社員総会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、社長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、社長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第41条** 社長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条** この定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の社長は榛村純一、副社長は中村雄次とし、最初の専務理事は宮川正夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、平成25年2月27日からこれを実施する。（第5条 法人の構成員及び 第13条 開催の変更）

<別表第1 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
預金	恩賜基本金 27,662 円	掛川市農業協同組合	普通預金
預金	推譲基本金 2,448,673 円	掛川市農業協同組合	普通預金
建物	仰徳学寮	掛川市掛川 1183-2	昭和 13 年取得

<別表第2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第37条関係）>

財産種別	場所・物量等		
建物	大講堂	掛川市掛川 1183-2	平成 19 年 12 月取得
建物	仰徳記念館	掛川市掛川 1183-2	昭和 13 年取得
建物	淡山翁記念報徳図書館	掛川市掛川 1183-2	昭和 2 年取得
建物	冀北学舎	掛川市掛川 1178	昭和 13 年取得
構築物	門 道德門	掛川市掛川 1183-2	明治 42 年取得
構築物	門 経済門	掛川市掛川 1183-2	明治 42 年取得
什器備品	書画 無尽蔵	伊藤博文 書	大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	岡田良一郎 肖像画 黒田清輝画	大講堂展示
什器備品	美術品 絵画	安居院義道庄七 肖像画	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 坐像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮尊徳 像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮金次郎 像	大講堂展示
什器備品	美術品 像	二宮先生 村民表彰像	中庭展示
什器備品	美術品 掛軸	23 幅	報徳図書館展示

整理番号	3-6-4-3
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	掛川経済懇話会令和2年度前期会費 (令和2年4月~令和2年6月)		
年月日	令和2年4月1日~令和2年6月30日	金額	10,055円

会の趣旨・目的	掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上がりを目的とする (規約より)
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

令和2年1月~令和2年12月で1年間
 令和2年1月~令和2年3月分は請求済み
 令和2年4月~令和2年6月分を今回請求、 $20,110 \times 3 / 6 \text{ヶ月} = 10,055$
 領収書原本は令和2年3-6-3-9に添付

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。		/	
	10,055円	100%	10,055円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 (3-6-3-9)

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	掛川経済懇話会令和2年度前期会費 (令和2年1月~令和2年3月)		
年月日	令和2年3月25日~令和年月日	金額	10,055円

会の趣旨・目的	掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上がりを目指す (規約より)
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。



《領収書貼付枠》

令和2年1月~令和2年12月で1年間
 令和2年1~3月分を今回請求
 20,110×3/6ヶ月=10,055

ご利用ありがとうございます。
 内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	050
02 03 25		
銀行番号	店番号	科目
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥20,000
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥110	10540137
お振込先明細	シスオカ カケカワ 普通 0042215 カケカワケイサアイコンワカイ 様 トウトウ ヨウイチ 様 TEL0537-23-3091	

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 (

06.520.38

(裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,055円	/	10,055円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

掛川経済懇話会規約

3-6-4-3

- 第1条 本会は掛川経済懇話会と称す。
- 第2条 本会は事務所を掛川市 掛川商工会議所に置き、事務を委託する。
- 第3条 本会は掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上りを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的のため研究会、講演会、視察、懇談会等の事業を行なう。
- 第5条 本会の会員は、掛川市及びその一円に居住或いは事業所を持つ者とする。
- 第6条 新しく会員となるものは、役員会の承認を得なければならない。
加入金は徴収しない。
脱会は自由なるも、年度内の会費は徴収する。
- 第7条 本会の会員は会費を負担する義務を負う。
会費は半期 20,000 円（年額 40,000 円）とし、徴収は年 2 回とする。
本会費は、(株)静岡銀行掛川支店が徴収し保管する。但し、会長が必要と認めたる時は総会の議を経て追加徴収又は返戻する。
- 第8条 本会は毎年 1 月より 12 月までを 1 ヶ年度とする。
- 第9条 本会は 1 月に定例総会（会務報告、決算並びに予算、役員選任）を行ない、春秋各 1 回例会（講演、研究、視察、懇親会等）を開催する他、会長が必要と認めたる時は随時これを開催する。
決議事項は出席会員の過半数をもって決定する。
- 第10条 本会に次の役員を置く。
会長 1 名、副会長 2 名、幹事 4 名、会計監査人 2 名。
役員は定例総会において選出する。
会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐し、事故あるときは代理する。
幹事は本会の事業の運営にあたる。
会計監査人は会計を監査する。
役員は任期は何れも 2 ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第11条 本会に顧問を置くことができる。
- 第12条 本規約の改廃は総会の承認を得るものとする。
- 第13条 本規約に定めない事項については役員会に於いて決定する。

附 則

- 本規約は昭和 48 年 1 月 1 日より実施する。
昭和 50 年 1 月 17 日より一部改正する。
昭和 50 年 9 月 10 日より一部改正する。
昭和 51 年 1 月 1 日より一部改正する。
昭和 53 年 1 月 1 日より一部改正する。
昭和 55 年 2 月 25 日より一部改正する。
平成 3 年 1 月 14 日より一部改正する。
平成 11 年 1 月 19 日より一部改正する。
平成 18 年 1 月 24 日より一部改正する。
平成 27 年 2 月 2 日より一部改正する。

整理番号	3-6-4-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	令和2年4月2日～令和 年 月 日	金額	9,625 円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使途	令和2年4月分自動車リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

年月日		摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1	2-3-31				
2	D 2-4-1				
3	D 2-4-1				
4	D 2-4-2		38,500		トヨタファイナンス(カ)
5	D 2-4-3				
6	D 2-4-7				
7	D 2-4-7				
8	D 2-4-7				
9	D 2-4-7				
10	D 2-4-10				
11	D 2-4-10				
12					

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、私用で使用のため	38,500 円	1/4	9,625 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-4-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	エコロジーライフ研究会年会費		
年月日	令和2年4月5日～令和 年 月 日	金額	<u>1,667</u> 2,000円

会の趣旨・目的	自然生態環境に悪影響を与えている現在の生産と消費の様式を省み、自然と共生する農林水産業、食、暮らしの実践を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを構築し、真に豊かな地域社会創りに寄与する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

R_2 4月～ R_3 1月 まで 10ヶ月分

$2,000円 \times 10 / 12ヶ月 = 1,667円$

※ 添付書類 (規約・団体の会則・事業概要・その他 ())

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	<u>1,667</u> 2,000円	/	<u>1,667</u> 2,000円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

I エコロジーライフ研究会の目指すもの

エコロジーライフ研究会規約

平成 12 年 3 月 25 日

(目的)

第1条 この会は、私達の生存基盤である自然生態環境を無視した現在の生産と消費生活の様式を反省し、自然と共生する農林水産業及び「食」と「暮らし」の実践を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを構築し、真に豊かな地域社会創りに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、エコロジーライフ研究会（以下「本会」という。）と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次のことを活動目標とする。

- (1) 自然生態系と調和する生産・流通・消費体系の研究と実践
- (2) 自然共生農林水産業を通しての自然環境教育の推進と、健全な心身の育成及び生きがい対策の探求
- (3) 自然生態環境の保全
- (4) 会員相互に学習し合い、理解を深めるための諸活動
- (5) その他目的達成のために、必要な活動

(会員及び資格)

第4条 本会は、正会員と賛助会員により構成し、それぞれの資格は次のとおりとする。

- (1) 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、会の活動を支援する行政機関・法人又は団体

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、幹事 若干名、事務局長 1名、会計 1名

(役員を選任)

第6条 本会の会長、副会長、会計は、幹事の互選とする。

- 2 幹事は、正会員中より選出された者とする。
- 3 事務局長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 役員は、総会の承認を受けなければならない。

(役員職務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

- 2 幹事は、各々の活動事業の計画と実践の中心的役割を担う。
- 3 事務局長は、会長の指示を受け会務の円滑な執行に務める。
- 4 会計は、会の出納事務を執行する。

(会計監事)

第8条 本会の出納事務を監査するため、会計監事を置く。

- 2 会計監事は2名とし、正会員中より選出する。

(役員任期)

第9条 役員及び会計監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員及び会計監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議は、総会と役員会とする。

- 2 総会は、役員会の決定を経て会長が召集する。
- 3 総会の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 総会は、毎年1回開催する。また、会長又は役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
- 5 役員会は、必要なとき会長が召集することができる。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、委任状を含む正会員の過半数の出席で以て成立し、次の事項を決する。

- (1) 役員及び会計監事の選任に関する事。
- (2) 規約の変更に関する事。
- (3) 事業計画及び予算の承認に関する事。
- (4) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (5) 会費の額と徴収方法に関する事。
- (6) その他必要な事項

(役員会の議決事項)

第12条 役員会は次の事項を決する。

- (1) 総会の召集に関する事。
- (2) 総会に提出する議案に関する事。
- (3) その他事業執行に関する事項で会長が必要と認める事項

(名称の使用)

第13条 会員が、本会の名称を書類、印刷物、看板、インターネットホームページ等に使用する場合は、役員会の了解を得なければならない。

(入会)

第14条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て、会長が入会を認めるものとする。

(退会)

第15条 本会を退会しようとする者は、会長に報告することにより退会を認めるものとする。又、本会員としてふさわしくない行為をした者は、役員会の議を経て会長が除名することができる。

(会費)

第16条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 年度途中に退会した者の納入済会費は、返納しないものとする。

(経費)

第17条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第19条 本会の規約は、総会において3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第20条 本会の解散は、役員会及び総会においておのおのその構成員の3分の2以上の同意を得て議決しなければならない。

(附則)

この規約は、平成12年3月25日から施行する。

(附則)

この規約は、平成16年4月11日から施行する。

整理番号	3-6-4-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

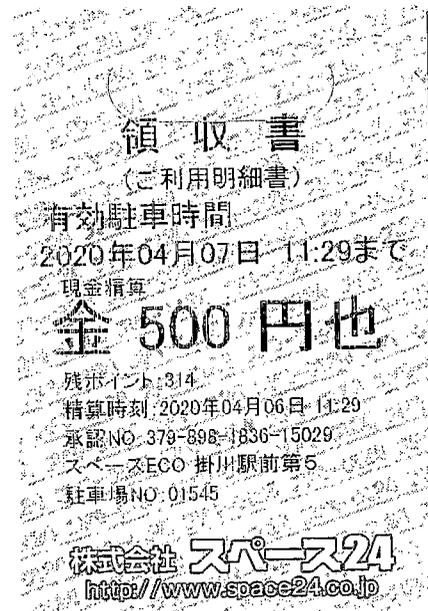
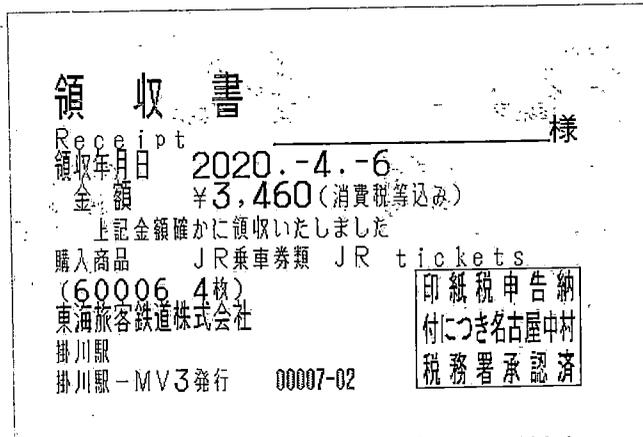
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年4月6日～令和年月日	金額	3,960円

目的	ゴミの不法投棄対策等に関する調査
使途	交通費 (新幹線掛川駅～新幹線静岡駅)、駐車場
政務活動・ 県政との 関連性	ゴミの不法投棄対策等の施策を調査し、県政の進展に役立てる

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,960円	100%	3,960円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-4-7
------	---------

決裁	会派代表者	中沢	経理責任者	木内	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	ゼロの会 (政治経済意見交換会) 会費 (令和2年4月~令和2年8月)		
年月日	令和2年4月10日~令和 年 月 日	金額	25,110 円

会の趣旨・目的	幅広く政治・経済・文化の情報交換と勉強会を重ね、互いにブレーンを持ち合い、会員各々がそれぞれの基盤で、夢のある個性的な活動を創造する。(趣意書より)
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

飲食を伴う指針上限有り
 上限の5千円を5か月分充当する
 5,000円×5ヶ月+110円 (払込手数料) =25,110円

島田掛川信金全国しんきんネット

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日 取扱店番・受付番号

02 04 10 1513025t-0090

お取引店 口座番号

お取引金種

お取引 お引出

手数料 ¥110 通帳員

お取引金額

時刻 11:14

¥50,000*

説明コード

お取引後残高

島田掛川信用金庫

お下俣支店

お普通 0001006000

お取 先生様

案 トウトウ ヨウイチ様

0537-23-3091

内 依頼人

※ 添付書類: (団体の会則)・事業概要・その他 (

島田掛川信用金庫

按分の理由: 全て政務活動にかかるものである。 (指針上限を充当する)	領収書金額(a)	1万円以下(D)	政務活動費支出額(a×D)
	25,110円	/	25,110円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

少子高齢化が進み都市間競争も激しくなる当地にあって、幅広く政治・経済・文化の情報交換と勉強会を重ね、互いにブレイクを持ち合い、会員各個がそれぞれの基盤で、夢のある個性的な活動を創造するために、この会を発足させる。

会 則

1. この会を、「ゼロの会」という。
2. この会の事務所は、静岡県掛川市上西郷 1749 大井製茶内に置く。
3. 会の趣旨に賛同し、新たに会員となる者は、3ヶ月の予備期間を経て、会員の8割以上の賛意を得なければならない。
4. この会の役員には、会長1名、幹事長1名、幹事2~3名、事務局長1名、会計監事2名を置き、任期は2年とし再任を妨げない。
5. この会には、顧問、会友を置くことができる。
6. この会が行う事柄の決定は、会員総数の過半数の出席率(委任状を含む)で、その8割以上の賛同を必要とする。
7. 会議議事録を作成する。
8. この会の運営に要する費用は、会員の入会金及び会費をもってこれに充てる。
9. この会は、次の書類を常に事務所に備えて置くものとする。
 - (1) 趣意書及び会則
 - (2) 会員名簿
 - (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証票類
 - (4) 議事録
 - (5) その他必要な書類及び帳簿

附 則

1. この会則は、令和1年9月1日から実施する。
2. この会の入会金は20,000円、会費は月額10,000円とし、所定の口座へ振り込むものとする。(自動引落手続きの上、当月分当月4日迄に)

整理番号	3-6-4-8
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年4月13日～令和 年 月 日	金額	3,760円

目的	新型コロナウイルス感染症対策等に関する調査	
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）、駐車場	
政務活動・ 県政との 関連性	新型コロナウイルス感染症対策の施策を調査し、県政の進展に役立てる	
領収書貼付枠 領収書 金額 ¥3,460円 「消費税等込み」 但し、乗車券類として 上記金額確かに領収致しました 2020年4月13日 東海旅客鉄道株式会社 ご利用いただきましてありがとうございます 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 静岡駅 現金出納社員	領収書 (ご利用明細書) 有効駐車時間 2020年04月14日 08:59まで 現金精算 金 300円也 残ホイント:322 精算時刻:2020年04月13日 08:59 承認NO:379-849-9988-71452 スペースECO 掛川駅前第5 駐車場NO:01545 株式会社 スペース24 http://www.space24.co.jp	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,760円	100%	3,760円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-4-9
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	倫理法人会会費 (令和2年4月)		
年月日	令和2年4月23日~令和 年 月 日	金額	10,000円

会の趣旨・目的	経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々ネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。
会の活動内容等	講習会、講演会、座談会、研修会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をする。会の目的、活動指針にあるような、地域社会の発展、環境の保全と美化、そして経営者である構成会員の産業の振興などに関する意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

13	D 2- 4-23	10,000	SMBC(リッパホウカ)
14	D 2- 4-23		
15	D 2- 4-27		
16	D 2- 4-27		
17	D 2- 4-27		
18	D 2- 4-27		
19	D 2- 4-27		
20	2- 4-27		
21	D 2- 4-27		
22	D 2- 4-27		
23	D 2- 4-27		
24			

他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払金額欄に「他券」と表示し、その右側に払戻しのできる予定日を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。
 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については、仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。



茶畑と富士山

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款 (抄))

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000円	100%	10,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

一般社団法人 倫理研究所

倫理法人会入会にあたって

◆ご入会にあたり、下記の「倫理法人会の目的・活動指針・会員心得」にご賛同いただくとともに各項目をご確認、ご了承くださいますようお願いいたします。

倫理法人会の目的

本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粹倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

活動指針

1. 倫理の学習と実践の場を提供し、よりよい生活習慣とゆたかな人間性をそなえたりーダーを養成する。
2. 深く家族を愛し、篤く祖先を敬い、なごやかでゆるぎない家庭を築く人を育てる。
3. 「明朗」「愛和」「喜働」の実践により、躍動する職場づくりを推進する。
4. 愛と敬と感謝の経営をめざす会員の輪を拡げ、各種の活動をとおして地域社会の発展に寄与する。
5. 自然を畏敬・信愛し、「地球人」たる自覚を深め、環境の保全と美化に貢献する。

会員心得

1. 明るかに働き、喜びの人生を創造します。
2. 約束を守り、信頼の輪をひろげます。
3. 人を愛して争わず、互いの繁栄をねがいます。

会費

1. 月額1口1万円（何口でも可。消費税の対象外のため仕入れ税額控除はできません）。
2. 毎月23日（土・日・休日の場合は翌営業日）に各会員が指定した金融機関の預金口座宛にSMBCファイナンスサービス（株）より請求されます。「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」にご記入のうえ「入会申込書」とともにご提出ください。
* 諸般の事情により上記手続きができない場合は、紹介者または事務局にご相談ください。
3. 一度ご入金いただいた会費はお返しできません。
4. ご入金いただいた会費は、「全国倫理法人会の活動・運営・学習の支援」「講師派遣の諸費用」「職場の教養」製作・発行費用」「公益事業活動費」など有効に活用いたします。
5. 入会金は不要です。

整理番号	3-6-4-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ保守、更新		
年月日	令和2年4月27日～令和年月日	金額	16,610円

目的	ホームページを通じて議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様へ発信する。
使途	令和2年4月分保守料
政務活動・県政との関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からないという声を聞く。その報告と共に、県内の動向を発信し、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

≪領収書貼付枠

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
02:04:27		059
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥16,500
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥1101	1370305
お振込先明細・ご案内	シス`オカ ササカ`セ 普通 0480639 イマクロテ`サイン コイケ トシヒコ 様 トウト`ウ ヨウイチ 様 TEL0537-23-3091	

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,610円	100%	16,610円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-4-11
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

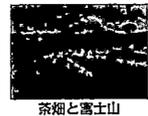
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡新聞購読		
年月日	令和2年4月27日～令和 年 月 日	金額	1,650円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

13	D	2-	4-23		
14	D	2-	4-23		
15	D	2-	4-27		
16	D	2-	4-27	新聞代	3,300 カサマシコフマシコ
17	D	2-	4-27		
18	D	2-	4-27		
19	D	2-	4-27		
20		2-	4-27		
21	D	2-	4-27		
22	D	2-	4-27		
23	D	2-	4-27		
24					

① 他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払金額欄に「他券」と表示し、その右側に払戻しのできる予定日を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。
 ② 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については、仮の記帳です。後日、記憶されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	3,300円	1/2	1,650円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-4-12
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	電話機リース料		
年月日	令和2年4月27日～令和年月日	金額	3,942円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和2年4月分電話機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

13	D	2-4-23
14	D	2-4-23
15	D	2-4-27
16	D	2-4-27
17	D	2-4-27
18	D	2-4-27
19	D	2-4-27
20		2-4-27
21	D	2-4-27
22	D	2-4-27
23	D	2-4-27
24		

7,884 NTTファイブス(カ)

① 他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払金額欄に「他券」と表示し、その右側に払戻しのできる予定日を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。
 ② 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については、仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	7,884円	1/2	3,942円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-4-13
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	時ノ寿の森クラブ年会費		
年月日	令和2年4月27日~令和 年 月 日	金額	3,000円

会の趣旨・目的	森林の持つ豊かな多様性と多面的な機能の大切さを訴求するとともに、その保全に必要な事業を行い、未来の子どもたちにふるさとの森を本来の姿で引き継ぐことを目的とする。 (定款第3条の抜粋)
会の活動内容等	森林保全事業、普及啓発事業など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。実際、静岡県が進める『防潮堤静岡モデル』にはこの会のアイデアが採用されているし、同施設の建設に、この会の主導により多くの市民が参画するなど津波対策にも多くの成果を上げている。

《領収書貼付枠》

R2
4月~ R3
1月 10ヶ月分
3,000円 × 10 / 12ヶ月 = 2,500円

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	取扱店	振替受付票
02-04-2723235	サクラギ	A93190006	00870-0	183852
払込金額	料金額	*3,000		

振替受付票
私込みの証拠と
なるものに保存し
て下さい。消費
税等が含まれ
ています。(ゆうちょ銀行)

振替受付票	振替受付票
01087000	01087000
183852	183852
東堂陽一	東堂陽一
日 期	日 期
月 日	月 日
入金額	入金額
*10,000	*7,000

4月からATMの電信振替料金は、1件のご利用につき100円です。

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000円	100%	3,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人時ノ寿の森クラブ定款

平成22年4月8日施行

平成24年9月13日変更

平成27年5月23日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人時ノ寿の森クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の人々をはじめ広く社会の人々に対し、静岡県掛川市倉真字時ノ寿地内の森林（以下「時ノ寿の森」という。）の持つ豊かな多様性と多面的な機能の大切さを訴求するとともに、その保全に必要な事業を行い、未来の子どもたちにふるさとの森を本来の姿で引き継ぐことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、環境の保全を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 森林保全事業

- ① 時ノ寿の森の民有林の借上げによる保全事業
- ② 時ノ寿の森及びその周辺の森林の間伐に関わる事業
- ③ 時ノ寿の森の景観及び生態系の保全と調査・研究に関わる事業

(2) 森林製品販売事業

- ① 森林から生産される製品の研究・開発事業
- ② 森林から生産される製品の販売促進事業

(3) 普及啓発事業

- ① 伝統的な森林文化を継承する事業
- ② 時ノ寿の森のファンを広げる事業
- ③ 環境に対する意識を広め高める事業

(4) その他、上記各号に付随する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって法上の社員とする。

(1) 運営会員

この法人の目的に賛同し、この法人の運営に携わるために入会した個人及び団体。

(2) サポーター会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。）3人以上7人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超え

て含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 会員の除名
- (9) 会費の額
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した運営会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所管緒変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款変更に関する事項

（解散）

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 運営会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

（事務局の設置）

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

（細則）

第53条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松浦成夫
副理事長	清水國雄
理事	徳川 浩
理事	小笠原啓道
理事	中村仁美
理事	松浦悦子
監事	糸田昌敏
監事	鈴木伸子
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 運営会員	年会費	個人	3,000円
		団体	30,000円
(2) サポーター会員	年会費	個人	1,000円
		団体	10,000円

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	日中友好国際交流の会年会費		
年月日	令和2年4月27日~令和 年 月 日	金額	879 1,055 円

会の趣旨・目的	日中友好を願う各界各層の人々が、思想・信条・政党政派の違いを越えて、日中両国民の相互の理解と友好を深め、もって、日本と世界の平和に貢献する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

2024.04 ~ 2023.10月

1,055 × 10 / 12月

= 879円

島田掛川信金全国しんきんネット

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日 02 04 27 取扱店番・受付番号 15130257-0105

お取引店 口座番号

お取引金額 お取引金額 ¥1,000*

お取引手数料 ¥55 運賃員

お取引時刻 11:46

お取引説明コード

島田掛川信金 田東支店 0001123854

お取引店名 マツモトカメラ ロウノカイ様

お取引住所 トウトウ ヨウイチ様 0537-23-3091

お取引店名 島田掛川信金庫

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	879 1,055 円	100%	879 1,055 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

松本亀次郎記念 日中友好国際交流の会会則

(名称)

第1条 この会は、松本亀次郎記念 日中友好国際交流の会（以下「会」という。）といい、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、松本亀次郎の功績を顕彰・研究するとともに、その精神を引き継ぎ、日中友好・国際友好・国際性豊かな人づくりに貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 会は、目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 松本亀次郎の功績の紹介、啓発及び研究
- (2) 日中友好交流
- (3) 国際友好交流
- (4) 国際性豊かな人づくり
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 会員の区分及び会費等は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 この会の目的に賛同する者 会費 1,000 円（年間）
- (2) ボランティア会員 この会の目的に賛同しボランティア活動等をする者
- (3) 特別会員 この会に特別な支援や貢献があり、会長が認める者

(役員)

第5条 会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 若干人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 会計 1人
- (6) 監事 2人

2 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 会には、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 事務局長は、事務を行う。

- 5 会計は、会の経理を行う。
- 6 監事は、会の経理を監査する。

(会議)

第8条 会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催する。
- 3 役員会（ただし、監事の出席を要しない。）は、必要に応じ開催する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数以上の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

(会議の権能)

第9条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の制定改廃
 - (2) 活動報告及び決算報告
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他会長が重要と認める事項
- 2 役員会は、次の事項を決定する。
 - (1) 活動計画及び予算
 - (2) その他会務の執行に関する事項

(会計)

第10条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
 - (2) 補助金
 - (3) 寄付金
 - (4) その他の収入
- 2 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成24年10月14日から施行する。

給与支払明細書

2020 年 4 月分 支給日 2020 年 4 月 30 日

所属		氏名		殿
----	--	----	--	---

出勤日		日間	労働時間	時間内	42	時間	分	時間外		時間	分
-----	--	----	------	-----	----	----	---	-----	--	----	---

支給額	
時間給	1,250 円
割増時間給	円
時間給合計	円
基本給	円
所定時間外賃金	円
家族手当	円
	円
	円
	円
	円
通勤費	円
合計	52,500 円
控除額	
健康保険料	円
厚生年金	円
雇用保険料	円
所得税	円
住民税	円
	円
	円
	円
合計	0 円
差引支給額	52,500 円

[事業所名] 東堂陽一 事務所

[事業所所在地] 静岡県掛川市家代65-1

雇用実績表

4 月 分	氏 名	[REDACTED]
-------	-----	------------

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	水			
2	木	4	4	県政報告会資料作成
3	金	4	4	県政報告会資料作成
4	土			
5	日			
6	月	4	4	県政報告会資料作成
7	火	4	4	県政報告会資料作成
8	水	4	4	政務調査資料準備
9	木			
10	金			
11	土			
12	日			
13	月	4	4	県政報告会資料作成
14	火			
15	水			
16	木			
17	金	4	4	政務調査資料準備
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			
22	水	4	4	4月臨時会資料準備
23	木			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火	2	2	4月臨時会資料整理
29	水	8	8	4月分政務活動費支出関係書類作成
30	木			
計		42	42	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2年 4月 30日
会派・議員名 東堂陽一



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)42時間} × 単価{1,250円} = ④52,500円

②総支給額[円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号	3-6-4-16
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	聖教新聞購読		
年月日	令和2年4月30日~令和 年 月 日	金額	1,934円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
用途	令和2年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

東堂 陽一 事務所 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年4月分 領収金額 ¥1,934
領収日 4月30日

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象)
(8%対象 1,934)

販売店 信華
落合 島田市向谷元町793-11
住所 TEL 0547-37-0661 FAX 0547-34-0136



お申込No.

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,934円	100%	1,934円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-4-18
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入		
年月日	令和2年4月1日～令和2年4月30日	金額	225円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

SIM代(2年)の為

- ・原本は平成30年度3-9-5-15に添付
- ・今回R2年4月、1か月分
- ・ $10,800 \times 1 / 24 \text{ヶ月} = 450$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、私用で使用のため	450円	1/2	225円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

繰越バカ R2年度 4月分

整理番号 3-6-3-17

決裁	会派代表者	経理責任者	経理担当者
----	-------	-------	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入		
年月日	令和元年5月1日～令和2年3月31日	金額	2,475円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> R1年5月～R2年3月分 10,800×11/24ヶ月=4,950 領収書原簿 H30年度 NO. 3-9-6-15 添付済	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、私用で使用のため	4,950円	1/2	2,475円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-3-17
(3-6-3-17)

整理番号 3-9-5-15

決裁	会派代表者	経理責任者	経理担当者
----	-------	-------	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入		
年月日	平成30年5月19日～平成 年月日	金額	13,167円

目的	海外視察時などに会話をするための音声翻訳機購入
使途	音声翻訳機購入料
政務活動・ 県政との 関連性	海外視察時あるいは海外からの静岡県視察者などとの会話が必要であるが、お互いに会話 が十分にできない、あるいは通訳が利用できない場合に、本機をその会話に利用し、その 結果を県議会の質問や政策の参考にする。
<<領収書貼付枠>> SIM代(2年)の為 ・32,184-10,800=21,384(本体代) ・10,800×11/24=4,950(H30年5月～H31年3月、11か月分) ・21,384+4,950=26,334 <H31年度 4月分> $10,800 \times \frac{1}{24} = 450$ <R1年度 5月 - R2 3月> $10,800 \times \frac{11}{24} = 4,950$ ◎ <R2年度 4月分> $10,800 \times \frac{1}{24} = 450$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、私用で使用のため	26,334円	1/2	13,167円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

(2-9-5-15)

2-6-4-18

(2-6-2-17)



「POCKETALK(ポケットーク)」専用シリコンケース

【 「POCKETALK (ポケットーク)」 導入予定企業 】

「POCKETALK (ポケットーク)」は、家電量販店での販売はもちろん、法人様の社員利用や、レンタルサービスとしてエンドユーザーへ貸出しするなど多くの企業（10月23日時点）での取扱いが決定しています。今後も提供先を拡大していく予定です。



【 ソラコム社について 】

株式会社ソラコムは、通信プラットフォーム「SORACOM」を提供しています。「SORACOM Air for セルラー」は、データ通信SIMを提供し、1回線からリーズナブルにセルラー通信をご利用いただける他、ブラウザやAPIで回線の一括操作・管理が可能です。ウェブサイト：<https://soracom.jp/>

「POCKETALK (ポケットーク)」の製品概要

- 製品名: 「POCKETALK (ポケットーク)」
価格: 24,800円 (税別)
製品名: 「POCKETALK (ポケットーク) + 専用グローバルSIM (2年)」
価格: 29,800円 (税別)
製品内容: 通訳デバイス
販売: ソースネクスト株式会社
製品情報: http://www.sourcenext.com/product/pocketalk/

<同梱物>

- 充電用ケーブル(microUSB)
ユーザー・マニュアル
スタート・ガイド
専用グローバルSIM (専用グローバルSIM同梱モデルの場合)

「専用グローバルSIM (2年)」

- 価格: 10,000円 (税別)
提供元: 株式会社ソラコム
販売: ソースネクスト株式会社

「POCKETALK (ポケットーク)」の動作環境

- プロセッサ: クアッドコア 1.3GHz ARM7
メモリ (ROM): 8GB
メモリ (RAM): 1GB
ディスプレイ: 1.3 インチ画面、320x320 ピクセル
SIM規格: nano-SIM (当社指定のSIM以外はサポート対象外です)
ワイヤレス通信: Wi-Fi: 802.11b/n 3G: W-CDMA (850/1900/2100MHz)
日本国内では2100MHz (docomo) で利用可能
マイク: ノイズキャンセリング機能搭載の内蔵デュアルマイク
オーディオ: 外部オーディオ/マイク対応3.5mmプラグ
内蔵ダイナミックスピーカー
動作時間: 待機時: 約5日間 連続通話時: 約6時間
使用温度 (充電時): 0℃~45℃ (ただし、結露がないこと)
使用温度 (利用時): -20℃~45℃ (ただし、結露がないこと)
インジケータ色: 赤、青、緑
寸法: 110x60x16mm 約90グラム

コピーライト情報について

整理番号	3-6-4-19
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所電気料		
年月日	令和2年5月7日~令和 年 月 日	金額	7,987 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	令和2年4月分電気料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

10,215 円+5,758 円=15,973 円÷2=7,987 円



普通預金 (兼お借入明細) *差引残高の金額頭部に-(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。 **8**

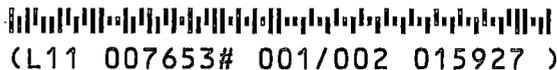
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 2- 4-30				
2 D 2- 4-30				
3 D 2- 4-30				
4 D 2- 4-30				
5 D 2- 4-30				
6 D 2- 5- 7	電気料金	10,215		
7 D 2- 5- 7	電気料金	5,758		
8 D 2- 5- 7				
9 D 2- 5- 7				
10				
11				
12				

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	15,973 円	1/2 %	7,987 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

東堂陽一事務所 東堂陽一 様

担当窓口：カスタマーセンター
030-0861、
青森市長島2丁目19-1 青森東京海上日動ビル4F
0120-985-232 (停電・電柱等の電気設備関連)
0120-921-691 (電気・ガスの開始・廃止申込)
0120-921-693 (契約の変更申込)
0570-048-155 (支払期限・方法等の料金関連)
0120-921-697 (上記以外の問い合わせ)



作成日 令和 2年 4月 20日

電気ご使用量のお知らせ

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 2年 4月分

の電気ご使用量を下記のとおりお知らせいたします。

おなまえ 東堂陽一事務所 東堂陽一 様

お客さま番号	日程	契約種別	契約容量	力率	供給地点特定番号
	16	低圧電力	7 kW	90%	0402405663010601000000
検針日	ご使用期間	ご使用日数	記事		
4月 20日	3月 19日 ~ 4月 19日	32日			

ご使用量		174 kWh
計器番号 219 第1計器		
当月指示数	5845.9	
前月指示数	5672.4	
差引	173.5	
[前年同月実績]		(ご使用日数29日 契約容量 7 kW)
ご使用量	357 kWh	

ご請求予定額	10,215円
(うち消費税等相当額)	928円
振替予定日	5月 7日

[ご請求予定額内訳]	
基本料金	7,607円60銭
電力量料金	2,094円96銭
(うち燃料費調整額 -600円30銭)	
再エネ発電促進賦課金	513円

燃料費調整単価 (税込)	-3円45銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価 (税込)	2円95銭/kWh

翌月 (5月分) のご案内	
検針日	5月21日
ご使用期間	4月20日 ~ 5月20日
燃料費調整単価 (税込)	-3円47銭/kWh

電気料金領収証 (口座振替払用)
東堂陽一事務所 東堂陽一 様
下記金額を口座振替により領収させていただきました。
令和 2年 3月分 (ご使用期間 2月20日 ~ 3月18日)

お客さま番号	日程	16
領収金額	ご使用量	263 kWh
11,549円		
(うち消費税等相当額)		
1,049円		
振替年月日	令和 2年 4月 1日	

* 口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。

印紙税申告納
付につき名古屋東
税務署承認済

中部電力ミライズ株式会社

作成地：名古屋市東区東新町

東堂陽一事務所 東堂陽一 様

|||||
(L11 007653 002/002 015926)

担当窓口：カスタマーセンター
030-0861
青森市長島2丁目19-1 青森東京海上日動ビル4F
0120-985-232 (停電・電柱等の電気設備関連)
0120-921-691 (電気・ガスの開始・廃止申込)
0120-921-693 (契約の変更申込)
0570-048-155 (支払期限・方法等の料金関連)
0120-921-697 (上記以外の問い合わせ)

作成日 令和 2年 4月 20日

電気ご使用量のお知らせ

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 2年 4月分

の電気ご使用量を下記のとおりお知らせいたします。

おなまえ 東堂陽一事務所 東堂陽一 様

お客さま番号	日程	契約種別	契約容量	力率	供給地点特定番号
██████████	16	おとくプラン	40A		0402405663010602000000
検針日	ご使用期間	ご使用日数	記事		
4月 20日	3月 19日 ~ 4月 19日	32日			

ご使用量		212 kWh
計器番号042 第1計器		
当月指示数	8897.2	
前月指示数	8685.4	
差引	211.8	
[前年同月実績] (ご使用日数29日 契約容量 40A)		
ご使用量	603 kWh	

ご請求予定額	5,758円
(うち消費税等相当額)	523円
振替予定日	5月 7日

[ご請求予定額内訳]

基本料金	1,144円00銭
電力量料金 1段料金	2,114円40銭
2段料金	2,032円28銭
(うち燃料費調整額 -731円40銭)	
おとく割	-102円00銭
初回引落割引額	-55円00銭
再エネ発電促進賦課金	625円

燃料費調整単価 (税込)	-3円45銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価 (税込)	2円95銭/kWh

翌月 (5月分) のご案内

検針日	5月 21日	ご使用期間	4月 20日 ~ 5月 20日
燃料費調整単価 (税込)	-3円47銭/kWh		

電気料金領収証 (口座振替払用)

東堂陽一事務所 東堂陽一 様

下記金額を口座振替により領収させていただきました。
令和 2年 3月分 (ご使用期間 2月20日 ~ 3月18日)

お客さま番号	██████████	2 日程	16
領収金額	5,333円	ご使用量	195 kWh
(うち消費税等相当額)	484円		
振替年月日	令和 2年 4月 1日		

* 口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。

印紙税申告納
付につき名古屋東
税務署承認済

中部電力ミライズ株式会社

作成地：名古屋市東区東新町

整理番号	3-6-4-20
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等酬謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	中日新聞購読		
年月日	令和2年5月7日～	年月日	金額 4,037円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

		普通預金 (兼お借入明細) <small>*差引残高の金額頭部に-(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。</small>		8
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 2-4-30				
2 D 2-4-30				
3 D 2-4-30				
4 D 2-4-30				
5 D 2-4-30				
6 D 2-5-7				
7 D 2-5-7				
8 D 2-5-7	新聞代	4,037	1) マツモトヨシフミ	
9 D 2-5-7				
10				
11				
12				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,037円	100%	4,037円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-6-4-21
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料		
年月日	令和2年5月11日～令和 年 月 日	金額	2,079 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和2年4月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

$(2,700+9+4,800+50+2) \times 1.10=8,317$

13	02-05-07	200		
14	02-05-11	200		
15	02-05-11	200	21,720	シス"LCカート"J
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

記号説明

900	現金入金	920	} 他店寄入金
800	振替入金	970	
100	現金出金	950	
200	振替出金	930	

上記差引残高新通帳へ繰越
(同10=定期残高新通帳へ繰越)

① 証券類の入金については、お支払金額欄に「タケン」と表示し、お支払いができない予定日を記入いたします。なお、支払可能時は、当店へご照会ください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、私用で使用のため	8,317 円	1/4	2,079 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-4-21

ご利用ありがとうございます。ご利用詳細を案内しますのでご確認ください。*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金金は前日(金融機関営業日)までにお願いします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2020年 4月25日

カード名称	
カード番号(一部非表示)	
今回のお支払日	今回のお支払金額合計
2020年 5月11日(月)	21,720円

金融機関名	
支店名	
口座番号(一部非表示)	
口座名義	トウトウ ヨウイチ

2020年 4月15日 現在

PONTAポイント	
当月獲得ポイント	当月ボーナスポイント
108	0

Pontaポイントについて
 ポイントの照会およびポイントの交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。
<http://www.ponta.jp>

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払回数	お支払金額(円)	備 考
3542-323	東堂 陽一様				
	<<ショッピング取組(国内)>>				
2020 3/31	ドコモご利用料金 4月分	21720	1回	21720	
	<<その他>>				
2020 4	カード年会費	0		0	割引額1,375円/税込 年会費無料対象のため請求はありません。
	◆お支払小計			21720	
	◆◆今回のお支払金額総合計			21720	

225
市家代 76-6



一様



K0929357#
J1223888900100

重 要
親 展

利用代金明細書

&カード株式会社

1 静岡県静岡市清水区富士見町2-1

東海財務局長 (7) 第00140号

9:00AM~5:00PM 一部携帯電話不可

案内(24時間自動音声) 0120-592-196
(土・日・祝休) 054-355-3100

>くりとはがしてください。(裏面の①からはがしてください。)

トヨタカード 7689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1 JCB鳥取リユージョセンター

●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、*1=ボーナス1回払い、*2=ショッピングリボ払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングスキップ払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い ●今回回数:何回目のお支払いかを表示 ●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 4月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			
◆基本使用料等(計)	12,300	基本使用料	合算
◆通話料・通信用料(計)	298	Xi・SMS通信料	合算
		他社接続料(ドコモ光電話)	合算
	90	国内通話料(ドコモ光電話)	合算
	530	他社接続料(ドコモ光電話)	合算
	-472	他社接続料(ドコモ光電話)	合算
	120	他社接続料(ドコモ光電話)	合算
◆パケット定額料等(計)	5,300	パケット定額料(シェア)	合算
		パケット定額料(ドコモ光セット割)	合算
	-800	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合算
	-900	シェアオプション定額料	合算
	500	パック定額通信料	合算
	0		
◆その他ご利用料金等(計)	1,848	付加機能使用料等	合算
		ドコモWi-Fi利用料	合算
	50	請求書発行手数料	合算
	-1,500	各種割引適用額	合算
	8	ユニバーサルサービス料	合算
◆消費税等相当額(計)	1,974	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◆合計	21,720	合計	(3回編請求分)
◆電話番号毎の請求内訳			
ご利用期間(3/1~3/31)			
◆基本使用料等(計)	2,700	かんかんプラン(スマホ/ケー) iPhone	合算
◆通話料・通信用料(計)	9	Xi・SMS通信料	合算
◆パケット定額料等(計)	4,800	シェアグループパック定額料	合算
		ドコモ光セット割	合算
	-800	ずっとドコモ割(料金割引)	合算
	-900	(参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計)	1.5G(通信速度制限含む)
	0	(参考) 当月ご利用データ量	1.2G(通信速度制限含む)
◆その他ご利用料金等(計)	1,322	spモード利用料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	750	ケータイ補償iPhone&iPad750	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバックモバイル利用料	合算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料(spモード)	合算

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

※ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NET・東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号に負担して負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしております。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
		(50)	請求書発行手数料	合算
		(2)	ユニバーサルサービス料/基本	合算
◇消費税等相当額 (計)				
	883	883	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計				
	9,714	9,714	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、3月末で	23年5か月となりました。
			○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は3月末で	1か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	80です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	8,831円です。)
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			3月末のステージは、	プラチナステージです。
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
			○前月に請求のファミリーと前月グループ電話番号	(2020年3月31日現在)
			[REDACTED]	[REDACTED]
			ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計)				
	2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合算
◇通話料・通信料 (計)				
	111	21	Xi・SMS通信料	合算
		90	他社接続サービス通信料 (区11)	合算
			ナビダイヤル等	
◇パケット定額料等 (計)				
	500	500	Xiシェアオプション定額料	合算
◇その他ご利用料金等 (計)				
	-228	300	spモード利用料	合算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合算
		750	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
		-380	あんしんバックモバイル割引	合算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
		-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
		-1,500	docomo with適用額	合算
◇消費税等相当額 (計)				
	308	308	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計				
	3,391	3,391	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、3月末で	17年3か月となりました。
			○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は3月末で	7か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	20です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	2,008円です。)

整理番号	3-6-4-22
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話料		
年月日	令和2年5月11日~令和 年 月 日	金額	4,060 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和2年4月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

$(6,900+178+200+100+2+2) \times 1.10=8,120$

13	02-05-07	200	
14	02-05-11	200	
15	02-05-11	200	21,720 シェア"LCカード"J
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

記号説明

900	現金入金	980	} 電話券入金
800	振替入金	970	
100	現金出金	950	
200	振替出金	880	

上記差引残高新通帳へ繰越
(同時に定期残高新通帳へ繰越)

⑤ 電券類のご入金については、お支払金額欄に「タケン」を表示し、お支払いができる予定日を記入いたします。なお、支払可能日時は本店へご照会ください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	8,120 円	1/2	4,060 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-6-4-22

225
市家代 76-6



一様



JK0929357#
J1223888900100

重要
親展

利用代金明細書

J&カード株式会社

1 静岡県静岡市清水区富士見町2-1

東海財務局長 (7) 第00140号

9:00AM~5:00PM 一部携帯電話不可

案内 (24時間自動音声) 0120-592-196
(土・日・祝休) 054-355-3100

よりとはがしてください。(裏面の①からはがしてください。)

エシエーシービー 〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1 JCB鳥取ソリューションセンター

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金は前日(金融機関営業日)までにお願いします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2020年 4月25日

カード名義人
カード番号(一部非表示)

金融機関名
支店名
口座番号(一部非表示)
口座名義人

今回のお支払日
2020年 5月11日 (月)

今回のお支払金額合計
21,720 円

2020年 4月15日 現在

PONTAポイント	
当月獲得ポイント	当月ボーナスポイント
108	0

Pontaポイントについて
ポイントの照会およびポイントの交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。
<http://www.ponta.jp>

利用日	利用先など	利用金額(円)	支払回数	お支払金額(円)	備 考
2020 3/31	ドコモご利用料金 4月分	21720	1回	21720	
2020 4	カード年会費	0		0	割引額 1,375円/税込 年会費無料対象のため請求はありません。
	◆お支払小計			21720	
	◆◆今回のお支払金額総合計			21720	

●支払区分:1回=ジョビ*ンク 1回払い、2回=ジョビ*ンク 2回払い、#1=ホ*ナス1回払い、リ#=ジョビ*ンク リ# 払い、3~24=ジョビ*ンク 分割払いの回数、S1=ジョビ*ンク スキア 払い、CJ=キャッ*ンク リ# 払い、C1=キャッ*ンク 1回払い、海C=海外キャッ*ンク 1回払い ●今回回数:何回目のお支払いかを表す ●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカ*番号とは異なります

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 4月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			
◇基本使用料等(計)	12,300	基本使用料	合算
◇通話料・通信料(計)	298	Xi・SMS通信料	合算
	905	他社接続料(ドコモ光電話)	合算
	530	国内通話料(ドコモ光電話)	合算
	472	他社接続料(ドコモ光電話)	合算
	120	他社接続料(ドコモ光電話)	合算
◇パケット定額料等(計)	5,300	パケット定額料(シェア)	合算
	800	パケット定額料(ドコモ光セット割)	合算
	-900	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合算
	500	シェアグループ定額料	合算
	0	バック定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等(計)	1,848	付加機能使用料等	合算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合算
	50	請求書発行手数料	合算
	1,750	各種割引適用額	合算
	8	ユニバーサルサービス料	合算
◇消費税等相当額(計)	1,974	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	21,720	合計	(3回線請求分)
<電話番号毎の請求内訳>			
ご利用期間(3/1~3/31)			
◇基本使用料等(計)	2,700	カカオ・ダイヤル(スマホ/ガラ) iPhone	合算
◇通話料・通信料(計)	9	Xi・SMS通信料	3月ご利用分
◇パケット定額料等(計)	4,800	6,500	シェアグループ定額料
	-800	ドコモ光セット割	ステップ1: ~5GB 光契約ID
	900	ずっとドコモ割プラス(料金割引)	
	0	(参考) 当月ご利用データ量(シェアグループ合計)	1.5G (通信速度制限含む)
	0	(参考) 当月ご利用データ量	1.4G (通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等(計)	1,322	300	spモード利用料
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	750	ケータイ補償(PHONE&iPad)750	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	380	あんしんバックモバイル割引	合算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合算
	50	ケータイお探しサービス割引料	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料(spモード)	合算

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数(に)応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		◎ステージのお知らせ 3月末のステージは、 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		プラチナステージです。	
		ご利用期間【3/1~3/31】	
◇基本使用料等 (計)	67,900	月額ダイヤルサービス料 (参考) TNC利用	合算
	0		合算
	17,500	ドコモ光電話バリエーション基本使用料 4.80円の通話料を含みます。 光電話番号: [REDACTED]	合算
◇通話料・通信料 (計)	178		
	530	国内通話料 2月ご利用分	合算
	472	無料通話通話分 2月ご利用分	合算
	0	(参考) 翌月ご請求分への光電話くりこし無料通話分は 8円です。	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	120	他社接続料 2月ご利用分	合算
	754		
	500	ポイント・カードサービス利用料	合算
	-50	あんしんパックプラス割引	合算
	200	ダイヤルサービス料	合算
	100	追加番号 1契約	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号) 1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇消費税等相当額 (計)	783	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	187,615	合計	
		<N社からののお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で 3年6か月となりました。	
		○ドコモ光/戸建のご契約期間は3月末で 1年6か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ 3月ご利用分に対する獲得ポイントは 70です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 7,712円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ 3月末のステージは、 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
		プラチナステージです。	